

令和6年度

障害福祉サービス事業者等実地指導における主な指摘事項

1 業務管理体制関係

- ・運営規程、重要事項説明書、契約書の記載に整合性がとれていない（営業時間、従業員の勤務時間等）

事務手続きの簡素化により加算に関わらない軽微な修正は年1回を目安に確認していただき、修正がある場合は変更届を提出してください。

- ・障害福祉サービス等情報公表システム（WAMNET）への報告がされていない

WAMNET への新規登録、変更等は広島県障害者支援課へご連絡ください。令和6年度から報告が行われていない場合、**減算**となります。

- ・契約内容報告書が未提出

廿日市市では、新規契約を締結したとき、契約に変更があったとき、契約を終了したときに契約内容報告書を提出する必要があります。

- ・業務継続のための必要な措置が講じられていない（令和7年4月から義務化）

感染症や災害等、不測の事態が発生した場合でも重要な業務を中断させないための方針、体制、手順を示した計画を策定する必要があります。

【策定のポイント】

- ①平時・緊急時の体制構築
- ②感染者が発生した場合の対応
- ③職員の確保
- ④業務の優先順位の整理
- ⑤職員への周知、定期的な研修・訓練の実施

2 施設基準関係

- ・敷金、共益費等曖昧な名目のものは利用者へ請求してはならない。

使用用途が曖昧な費用の徴収になるため、敷金という名目で利用者から徴収できません。

ただし、敷金相当額として、家賃 1 か月分程度を初回の家賃に含めて預かることは差し支えありません。

その際は重要事項説明書及び契約書に明記し、利用者に同意を得ることが必要です。また、徴収した額を未払い額と相殺したり、共有部分の修繕に使用することはできません。残額が発生した場合は必ず返金してください。

【利用者から支払いを受けることができる費用】

- ①利用者負担額
- ②食材費
- ③家賃
- ④光熱水費
- ⑤日用品費
- ⑥その他の日常生活費

3 人員基準関係

- ・勤務状況が不明確（兼務状況等）

従業員の勤務状況が不明確であると人員基準を満たしているか確認できません。

【確認のポイント】

- ・事業所ごとに勤務予定表を作成しているか
 - ・すべての従業者（看護職員や調理員等を含む）が記載されているか
 - ・人員基準を満たしているか毎月確認しているか
 - ・法人代表や役員が常勤換算に含めることができる時間を超えて勤務していないか
 - ・夜間支援員は日中の世話人、生活支援員と分けて記載しているか
- ☆夜勤か宿直かで夜間支援体制加算に影響があるため、どんな形態で勤務しているか明確にすること

4 利用者処遇関係

- 身体拘束の禁止及び虐待防止に関する指針の整備、委員会の実施、研修の実施をしていない。（令和4年度から義務化、令和6年度から減算）

以下の内容を運営基準に盛り込み、事業所で取り組んでください。

- 委員会の定期的な開催と検討結果の周知
- 責任者の設置
- 従業者への研修の実施
- 指針の整備

上記の取組がなされていない場合、身体拘束廃止未実施減算（令和3年4月から）、虐待防止措置未実施減算（令和6年4月から）が適用されます。

- 代理受領の通知がなされていない

介護給付費の支給を受けたときは、利用者負担額が0円でも利用者に対して「受領のお知らせ」として代理受領した金額等を書面で毎月交付する。

- 処遇改善加算の算定漏れ、算定区分誤りがある

令和6年6月～一本化されたため、請求コードが変わり、処遇改善加算の算定し忘れが散見されます。請求明細書を毎月確認してください。

- サービス提供実績記録票に利用者のサインがない

利用者の印ではなく、自署でも良いですが、サービスを提供したことへの確認と同意になるので、サインはもらうようにしてください。

※令和6年4月～移動支援・日中一時支援以外の実績記録票を市に提出することは不要となりました。

5 その他

- 地域連携推進会議を開催すること（共同生活援助・令和7年4月～義務化）